主婦も鉢巻姿で買物
長期闘争の肚構え
宮浦・三川行動隊の現地ルポ

闘う杵島の同志たちは既にスト突入以来七十余日を迎えた。支援ストは第二波まで突入したが、会社は組合分裂、弱体化をねらつて解決への誠意は一向に示さず去る三日の団交は決裂した。第二十六回地方委員会では杵島闘争の情勢分析を行い、こんどの闘いは防衛から転じて攻撃の態勢を固めることを決意をしている。山元では十日、長期闘争につきものの暴力団も出現、中村組合長をハイヤーで連れ出そうとしたが、青行隊のデモに囲まれ捨てゼリフを残して立去つている。この裏にひそむものは何か。こういうとき三鉱労組では三川、宮浦の行動隊員三十一名が去る二日杵島の現地へ闘争支援と交流のため派遣されたが、以下は隊員からもたされたこの日の現地ルポである。

果敢な青行隊員
宮浦　中屋　教宣部員

スト突入以来六十余日、会社の切崩工作もなんのその炭労二十万の労働者が組織をかけて闘うとこ杵島の現地に着いたのが十月二日朝の八時四十分頃。大町駅のホームに立つと高らかな労働歌が聞える見れば駅頭には杵島青行隊がそのスクラムもがつちりと私達を出迎えてくれた。三川、宮浦両支部の行動隊を主体とする三十一名も元気一杯早速鉢巻をしめ戦列に加つた。お互いに激励と敢闘のゲキを交し、杵島青行隊を先頭に大町町の商店街をデモり、闘争本部に向つた。町が小さいだけに全町闘争一色に塗りつぶされている。鉢巻をしめた主婦会員の買物姿も力強く感じられる。しかし交通もしげくない町の角々に立つている警官はなんなのだろう、威圧する気であろうが闘争の相手は会社だ、問答無用だ。町を出ると一段高いところに赤旗で埋れた闘争本部が見える。この赤旗は毎日のごとく激励にやつてくる各単産の支援旗である。その手前には会社、組合の掲示板が今日の杵島の姿を表わし対立して建てられている掲示の内容は佐賀市で行われている交渉の経過であるが、会社の掲示の内容はマスコミを兼ねたお涙頂戴の文面である。これをじつと見つめる組合員や主婦会員の気持はどうであろうか。久し振りに開かれた交渉も何か物足りなさそう。社宅のところどころに見える赤旗は地域闘争本部である。ここでは毎日のごとく集会が開かれている。そしていま合言葉の「敵が百日頑張るなら俺達は百一日頑張ろう」と団結をますます固くしているということだ。

明日の第二波実力行使を前に労使の交渉も最終段階にきたかに思われ、それだけに組合員や家族も真剣な面持。しかしながら一向に誠意のない会社の態度に対する憤怒が心の底からにえかえるのである。ある五十年強の組合員は「おそらく急には解決すまい、じつくり腰を据えて構えなければ」と長期闘争は覚悟の前だ。後にそびえるボタ山は煙一つ吐かず心憎いほどまでに静かである。

行動隊は午前中懇談会に入つた。双方活発な意見が続出し成功であつた。杵島の青行隊が闘争の始まるや組合員の先頭に立ち、しかも勇敢に闘い続けている有様を見てきたように聞かされ感激するばかりであつた。夜は夜警で会社側の入り込む隙もない。平常は職場でも中心になつて職場闘争を推進しているということで、とくに先山後向の区別があつて根強い因習が残つているが、これも民主化するために職制との闘いもやつているということだ。なかでも二十五才以下の単身者で組織されているという青行隊は明るさと若さで三池の隊員も押されがちであつた。

最後に職種毎に分れて話し合うまでに発展した。午後と夜は六班に分れて居住区分会の懇談会に参加した。時間に対する関心が非常に強いのも緊張しているせいであろうか。懇談会では佐賀市で開かれている交渉の経過を聞こうとする空気で一杯だ。また労相の支援ストは違法だというラジオ放送についての意見や、会社は坑口を閉鎖するのではないのかという意見が出たが、三池ではスト中の自活対策はどうしたか、華南連はどうしてできたか、三池の人達は杵島闘争を十分理解して貰えるだろうかなど心は一つに溶け合つて語り合つた。ここも生活資金は一万円でやつているという、こうして懇談会を終り夜の床に就いたのは午前零時であつた。

明けて三日は地域交流デモ、各坑毎に各分会が二つ乃至三つ合流して会社側の役員住宅附近にデモをかけ断固闘うの気勢を上げた。住宅の違いからも職員と鉱員の平常がどうであるかはよく理解されるこのデモの時も三池は代表者を出し激励した。第一波実力行使を中心に陸文書によるPR工作が非常に激しくなつてきたとのことだ。これは明らかに敵が意図する組織の分裂と弱体をねらうものである佐賀市では職員を呼んで工作隊を作つているという噂もあつたが、闘争委員につかまつた最終列車で帰つて来た三人の職員は、自分達はあくまで中立を守るのに会社が利用しようとしている、馬鹿なことだといつたということだ。現地ではそんな動きは少しも感じられない。また構内には炭函や機械に使用禁止の会社の真新らしい立札が立つているが、これもマスコミの役に出た、かかしのようなものだ。私達は午前中で終つたが午後は主婦の動員である。スト中台所を守る主婦会はなお一層真剣である。三池一行はここ杵島の同志に激励を送り、共闘で頑張り抜く決意を固くしながら、三時十五分発の列車で闘争に明くれる杵島をあとにしたのであるが、杵島闘争は絶対負けられない闘争であること、組合員の闘争に対する対策も過去に三池がとつてきたものを踏襲しているということを強く感じた。

【写真説明】上…駅頭で杵島青行隊の歓迎を受ける。下…行動隊のデモを拍手で迎える杵島主婦たち

真剣な質問にタジタジ
三川行動隊員

秋空のやさしい日ざしがさしているこの大牟田にも、またこのような日ざしを浴びている杵島においても、悪魔の手がのびているのだこの悪魔の手を追い払うため、この手より同志を守るために、われわれ三川支部行動隊員二十一名、宮浦支部行動隊員十名計三十一名が杵島の現地に派遣された。

十月二日、六時十五分の西鉄電車で、大牟田を出発し大町町に着いたのは八時五十分。杵島の行動隊に迎えられ、三川、宮浦の行動隊員も感激した面持で「ご苦労さん」の言葉をとりかわし、一応の挨拶をおえ、大町駅より約十五分間のデモをして、組合本部に到着した。デモをして行く間、商店ではわれわれのデモの列を眺めていたが、今はよくなつて、闘争を始めた最初のうちは商店も町民も家の中にかくれてデモの列を見ていたという。杵島の闘争が非常に困難であることが切実に感じられた。

二日間のスケジュールが決定していて、二日の午前中は行動隊同志の懇談会をもち、職種別に分れて労働条件等について意見の交換を行つた。ここで感じたことは、三池とくらべて非常に悪いことで、よくこんなところで作業がされると思われる。

午前三カ所地域の懇談会へ三名ないし四名参加をし主婦会員、組合員と十分話し合いを続けて五時半に終了した。夜になると、五坑地区で五カ所、三地区で婦人部との懇談会があり、六組に分れて参加をし、話し合つた。その中で一番皆んなが心配していることは、生活資金の問題ではなかろうか。はたして一万円で食えるだろうか、三池ではどんな状態であつたのかと主婦より熱心に質問され、われわれはタジタジになる様子であつた。

主婦の活動を聞いてみると、三池の四十三日のストの時のように、生活に真剣にとり組んでいる姿は、たのもしく思うと同時に心強く感じたものである。

組合員の質問は、現在会社があの手、この手をつかつて組合員の切くずしに出て来ているが、この対策についてはどうかと聞かれ、三池の実態を話し、とかく長期になれば組合員の心もゆるみがちになり、このスキをねらつて、いつそう激しくなつて来るので、しつかり監視の目をむけておく必要があろうと思われる。

三日になると、炭労の第二波のストにこたえて、各地区でデモが行われたが、北方地区に行つた隊員は、拍手の中に迎えられ、三川行動隊副隊長の立石氏が激励の挨拶をすれば、組合員の表情は力強いものに変り、三川行動隊を先頭に西杵労組にお礼デモをかけ、支援ストの挨拶をし、杵島の闘争が、いかに重大かを知つている西杵労組の組合員も拍手で迎えた。

炭労の同志のあたたかい血が交流し合う一コマもあつた。

三坑地区のデモに参加した行動隊員も、疲れている体にむちうつて明日にふりかかるわれわれのことを思いつつ、参加している姿は、杵島労組の組合員に安心感と責任の重大さを教えているような感じであつた。

二日間の支援が終り杵島を立つ時にも三池の支援にたいして感謝され、また三川、宮浦の隊員も現地をまざまざと見て、これで三池の組合員にもつぶさに報告できると自信をもち、帰つたらさつそく現地報告をしようと張切つて帰路についた。

帰つて三川では繰込場で隊員を中心として現地報告をし、組合員からも喜ばれ、固い決意を与えたようである。

厚生部便り

△健保被保養者の認定基準について

健康保険の被扶養者は健康保険法の第一条にその範囲が定められております。

被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス。

一、被保険者ノ直系尊族、配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニシテ主トシテソノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ。

二、被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテソノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテソノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ。

三、被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテソノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテソノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ。

四、前号の配偶者の死亡後ニオケルソノ父母及子ニシテ引続キソノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテソノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ。

然し実際に認定しようとする場合法文だけでは不十分で解釈出来ない具体的例もありますので、私達の三井三池健康保険組合では法の精神に則り、認定事務の適正な運営を計るため、被扶養者認定基準を設けております。これは委員会等で報告されておりますので、あらましご存知と思いますが、まだ承知してない人も見受けられますので、次号より数回にわたり解説したいと思います。

【註】…この厚生部便りは、こんども引続き掲載する予定になつていますので、もし厚生部関係で疑義の点のある方はどしどし投稿して下さい。

「労働省」どこへ行く？
本来の任務忘れて〝警告省〟

▽……「公共企業体労組の順法闘争や職場大会、超勤拒否などは公労法違反だ」とか、「炭労の〝同情スト〟は違法だ」とかと労働省はこのところ労働運動に対する〝警告〟ばかりやつている。その前にもすでに三度にわたつて公労法についての行政解釈を労働次官通達の形式で発表している。〝警告省〟といわれるユエンであろう。

▽……いつたい労働省は何をやるところなのだろうか。もちろん労働運動への警告を発するためにあるのでもなければ、労働諸法の〝解釈〟をするところではない。労働省は今から十年前の昭和二十二年九月一日に発足したが、その目的は「労働者の福祉と職業の確保とを図り、以下経済の興隆と国民生活の安定とに寄与する」ことだとうたつている。もちろん労働運動を圧迫するために法律を一方的に解釈することなど本来の任務であろうはずがない。

▽……日本では法律の当否、解釈は裁判所がやることになつている労働省の「解釈は俺にまかせろ」といわんばかりの態度はどうしてもうなずけない。もちろん裁判の〝法解釈決定版〟が出るまでは誰でも中央集権的文教政策の確立に基づいて、その他の条件を組み合せて行つているのである。

だから、教組としてもただ単に勤務評定に反対するというのではなく文部省の意図している勤務評定には反対するというのであつて、どんな勤務評定をも行つてはいけないというのでは無いので現実に行はれている勤務評定は敢えて否定してはいない訳である。

現在文部省の指導で実施され、紛争を起した愛媛県の例を大ざつぱに紹介して見る。

これは、計画性とか、常識、信頼度、規律、など十項目の基準に基づいて、

大へんよい（九一点―百点）
よい（八一点―九〇点）
普通（六一点―八〇点）
やや劣る（四一点―六〇点）
満足でない（四〇点以下）

の五段階に別けてある。

文部省の嫌がらせ

次にそれでは児童の通信簿の様に大へん良いが何人いても良いかというとそうはいかない。大へん良いは全職員の十分の一より以上つけてはいけないということになつている。仮に全職員が十人だとすると、「大変よい」は一人しかつけてはいけない。「よい」は二人以上つけてはいけないと必ず満足でないものまでをつける様になつているので、全職員が優秀であつても、五の差別をつける様になつているのである。

これでは実際上の勤務評定ではなく差別を付けるのが目的でこの基準が作られているとしかいえない愛媛県のある郡の校長先生方は、自分の学校には四〇点以下の教師はいないぞと、いい点をつけて出したところが、県教委が悪い教師がいないという点のつけ方は怪しからん、処罰すると、悪い教師を作り出さなかつた校長さん方を減俸か何かの罰を加えているのである。この様にこの勤務評定は皆さんが協力して良い教師をつくるのが目的でなく、悪い教師を作り出し罰を加へるのが目的である。

そうして昇給を停止したり、本人の居住地から通勤出来ない様な遠い学校へ転校させたり、いやがらせ、困らせをやり、文部官僚の顔色を伺い善悪にかかはらず、盲従する先生を作り上げ様というのである。これに対し日教組では

一、中央集権的文教政策の確立
二、職制を強化し職場分裂を起こさせる。（日教組弱体化）
三、地方財政の赤字処理のため、教育費をへらすこと。

と分析しており、総力を挙げて反対している。

狙いは組合弱体化
教師の勤務評定とは何か

先生たちの通信簿と騒がれている教師の勤務評定の実施をめぐつていま日教組では総力を挙げてこれの反対闘争に立上つている。では勤務評定とは一体どんな性質のものなのか、編集部では組合出身の政治局員である大牟田、荒尾の湯村、大橋、藤末の三教育委員にこの問題を伺つてみた。

弾圧の一手段

先生達に通信簿があるのだから、先生達にもあつて差支えなかろう、と云つた理屈で、先生達の勤務評定が実施され様として、文部省と日教組の間での争点になつている通俗的にこれは、先生達の通信簿といつた言葉で新聞などには取扱われているが、はたして、生徒の通信簿の様に単に激励的のもの、反省的のものだろうか。

これは決してそんな無邪気なものではない。

現在文部省が強行し様としているものは、自民党の勤労者弾圧の一環として取上げられたもので正に日教組の分裂、実質的な消滅をねらいとして進められているもので佐教組事件と同様、全く政治的な行動である。

この勤務評定については、昭和二十五年、地公法第四十条で、「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない」となつているこの地方公務員の勤務評定の法を教職員にも適用し様というのが文部省の論拠である。

政府の意図に反対

では文部省の考えている様な勤務評定がなぜ今日まで実施されなかつたかということは、この様なやり方は、教職の持つ特殊性から有害であるとされていたからである。しかしながら現実には勤務評定は行われており、賞罰、移動については、現在までただめくら滅法に行はれていた訳ではなく、あくまでその基準は教師の勤務評定に基づいて、その他の条件を組み合せて行つているのである。

だから、教組としてもただ単に勤務評定に反対するというのではなく文部省の意図している勤務評定